

(概要一覧)

		地域未来投資促進税制	中小企業経営強化税制
国税	法人税	税額控除 (2~5%) or 特別償却 (20~50%)	税額控除 (7~10%) or 特別償却 (100%)
	不動産取得税	都道府県によって減免が認められる ※都道府県が定める要件充足が必要	減免 ※合併・事業譲渡等で取得する場合のみ
地方税	固定資産税	市区町村によって減免が認められる ※市区町村が定める要件充足が必要	3年間 1/2 免除 (賃上げ方針表明の場合、優遇増)
	その他	地方自治体によって減免が認められる (法人事業税や法人県民税など) ※地方自治体が定める要件充足が必要	先端設備等導入計画

各税制の詳細な内容は、経済産業省・中企庁HPへ

- 中小企業経営強化税制
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- 地域未来投資促進税制
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html
- 設備投資に関する固定資産税の特例 (先端設備等導入計画)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

設備投資をご計画の方、設備投資に関する税制の利用にご興味がある方は、
商工中金の各営業担当者まで是非ご相談ください。

- 生産性向上等を目指す企業の設備投資を後押しするため、各種税制が措置されています。
特別償却や**税額控除**を受けることができる税制の概要をご紹介します。

【中小企業経営強化税制】

● 税制優遇の概要

令和7年3月末までに、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（生産性向上設備／収益力強化設備／デジタル化設備／経営資源集約化設備）を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を受けることができます。
※右記参照

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等のうち	特別償却 ↔ 選択適用 ↔ 税額控除	
	資本金3,000万円以下	100%
資本金3,000万円超、1億円以下	100%	7%

【地域未来投資促進税制】

● 税制優遇の概要

令和7年3月末までに、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、特別償却または税額控除を受けることができます。※右記参照

本税制措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。

対象資産	特別償却 ↔ 選択適用 ↔ 税額控除			
	機械装置・器具備品	通常	40%	通常
上乗せ要件充足		50%	上乗せ要件充足	5%
建物・建物附属設備・構築物	20%		2%	

【設備投資に関する固定資産税の特例（先端設備等導入計画）】

● 税制優遇の概要

令和7年3月末までに、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合に新規取得設備に係る**固定資産税**の課税標準が**3年間 1 / 2**に軽減されます。また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月までに取得した場合は**5年間**、令和7年3月までに取得した場合は**4年間にわたって 1 / 3**に軽減されます。